

工業統計調査を実施します

従業員数が4人以上の製造事業所を対象に、6月1日時点での工業統計調査を実施します。

 工業統計調査

我が国における工業の実態を明らかにすることを目的に、総務省・経済産業省が実施する調査。統計法に基づき報告義務があります。

調査結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。調査票に記入した内容を統計作成の目的以外に使用することはありません。

5月中旬から調査員による訪問、または郵送で調査書類の配布を行いますので、ご協力をお願いします。※回答はインターネットでも可能です。

問政策企画課 企画調整係 担当：仲増
☎ お太助フォン 42-5612 📠 42-4376

ため池の状況を確認してください

ため池は先人たちが農業用水の確保に苦労した証しです。歴史が長いものも多く、誰がいつ、どんな風にして作ったか分かっていないものも少なくありません。

ため池の癖（特徴）を把握し、最善に保てるよう以下の項目を参考に日頃から管理、確認をしてください。

■災害に繋がる危険性

- 洪水吐に土のうを積んでないか
- ため池や洪水吐に土砂やゴミが堆積していないか
- 堤体上流法面や洪水吐流入部付近に流木、枯れ枝、竹、ゴミがないか

■緊急時の対応に支障

- 堤体や管理用道路が見えないほど草木や竹が茂っていないか

■老朽化のシグナル

- 堤体の一部が沈下したり、せり出たりしていないか
- 樋管まわりから漏水がないか
- 巻き上げハンドルやゲートは作動するか

■生態系の保護

- ため池の底干しをしているか
- 生息している生物を把握しているか

問農林水産課 農林土木係 担当：立川
☎ お太助フォン 47-4022 📠 42-1003

水道料金
漏水時の料金減免制度ができました

漏水により多額となった水道料金の使用者負担を軽減する減免制度ができました。

《対象》

- ・発見が困難な給水管の破損箇所からの漏水（地中埋設部、床下、壁面内部など）

※指定給水装置工事業者の証明が必要です。

※漏水の発見が容易な場合や、蛇口、給湯器などの給水用具からの漏水、または不正な給水工事により漏水した場合は対象となりません。



問上下水道課 業務係 担当：竹内
☎ お太助フォン 47-1203 📠 47-1206

児童補聴器購入費助成事業
補助対象が拡充されました

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対して、補聴器購入費用の一部を支給しています。 ※購入前に申請が必要です。

《対象》以下のすべてに該当する方

- ・市内に居住する18歳未満の方
 - ・両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満の方（70dB以上の方は障害者手帳の交付対象）
 - ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象でない方
- ※世帯の中に市民税所得割額46万円以上の方がいる場合は対象外になります。

《補助金額》

購入金額と基準額を比較し少ない金額の2/3

※100円未満切り捨て

《補助対象》

補聴器の購入または更新するための費用

※原則、補聴器装用効果の高い側への片側装用

■拡充された補助対象

- ・修理（修理が必要な場合）
- ・成長や摩耗によるイヤーマールドの交換
- ・補聴補助システム単独購入（購入から更新までの1回）
- ・デジタル補聴器の調整（補聴器の装用に専門的な知識、技能が必要な場合）

問社会福祉課 障害者福祉係 担当：日野
☎ お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

制度に関するお知らせ

行政情報

平成31年4月から
不妊検査・一般不妊治療費助成事業を開始しました

市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精等）の助成に加え、不妊検査・一般不妊治療費の助成事業を開始しました。

《対象》

- ・夫、または妻のいずれか一方もしくは両方が、本市に住所を有する方
- ・平成31年4月1日以降に夫婦が共に受けた検査、治療で、広島県助成の承認を受けた方
- ・検査、治療開始時の妻の年齢が35歳未満の方
- ・夫婦ともに地方税等の滞納がない方

《助成要件》

以下のいずれかに該当する場合は、広島県助成決定日から2か月以内に申請してください。

- ・検査、治療を終了した時（夫婦のいずれか遅い方）
- ・検査、治療の開始日から2年を経過した時
- ・自己負担額が10万円を超えている場合

《助成金額》

広島県助成の承認決定を除いた費用の1/2
※上限5万円、1回助成

■実施医療機関

治療を実施している国内の医療機関

■対象となる検査・治療

不妊検査、一般不妊治療（タイミング法・人工授精・薬物療法等）

《申請時必要書類等》

- ・不妊検査、一般不妊治療費助成申請書
- ・広島県不妊検査費等助成事業助成決定通知書の写し
- ・広島県不妊検査費等助成申請に係る証明書の写し
- ・医療機関、および院外処方箋の領収書の写し
- ・申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- ・印鑑

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

問健康長寿課 健康推進係 担当：渡海
☎ お太助フォン 42-5633 📠 47-1282

児童手当の現況届を提出してください

 児童手当

児童養育家庭の生活の安定、児童の健全な成長を促すことを目的として、児童を養育する父母などに支給する手当。

《対象》

中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している方

《支給月額》

年齢	児童手当 (所得制限未満)	特例給付 (所得制限以上)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円	
3歳以上小学校修了前 (第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

《所得制限限度額》

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得制限限度額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合は、児童の年齢にかかわらず、児童一人あたりの手当月額が一律5,000円となります。

 現況届

毎年6月に児童手当を受けている方全員が提出し、6月分以降の手当を引き続き受けることが可能かどうか確認するためのもの。

■現況届に必要な添付書類

・年金加入証明書、または受給者本人の健康保険証の写し

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。該当者には、別途郵送します。

《提出期限》

6月28日（金）

問子育て支援課 児童福祉係 担当：中川
☎ お太助フォン 47-1283 📠 42-2130